

令和7年第3回京田辺市教育委員会定例会会議録

日 時 令和7年3月18日（火）午後2時00分 開会
午後3時00分 閉会
場 所 市役所3階305会議室

会議日程

日程第1	教育行政報告
日程第2	報告第12号 京田辺市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
日程第3	報告第13号 扶養手当等に係る認定等に関する事務を京田辺市立学校長に委任する規程の一部改正について
日程第4	報告第14号 京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例施行規則の一部改正について
日程第5	議案第10号 京田辺市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正について
日程第6	議案第11号 京田辺市外国語指導助手取扱規則の一部改正について
日程第7	議案第12号 京田辺市立学校水泳プール管理及び運営に関する規則の廃止について
日程第8	議案第13号 学校運営協議会を設置する学校（コミュニティ・スクール）の指定について
日程第9	議案第14号 京田辺市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部改正について
日程第10	協議 複合型公共施設における公民館・図書館機能について
日程第11	議案第15号 京田辺市立図書館協議会委員の委嘱について

出席者

教育長	山岡 弘高
委員（教育長職務代理者）	藤原 孝章
委員	上村 真代
委員	伊東 明子
委員	藤井 直

（事務局出席職員）

教育部長	櫛田 浩子
教育指導監	片山 義弘
教育部副部長	古谷 隆之

教育総務室担当課長	平岡	孝章
こども・学校サポート室総括指導主事	勝又	靖志
学校教育課長	田原	暁
学校給食課長	西村	明
社会教育課長	出島	ケイ
社会教育担当課長	七五三	和広

(事務局書記職員氏名)

教育総務室総務係長	近藤	隆充
教育総務室再任用主査	鈴木	勝浩

会議の要旨

○開会宣言

教育長が開会の宣言をした。

○日程第1 教育行政報告

[報 告]

前回の会議以降の教育行政関係行事について資料配付により報告。

[質 疑]

なし

○日程第2 報告第12号「京田辺市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」

[説 明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質 疑]

なし

○日程第3 報告第13号「扶養手当等に係る認定等に関する事務を京田辺市立学校長に委任する規程の一部改正について」

[説 明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質 疑]

なし

○日程第4 報告第14号「京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例施行規則の一部改正について」

[説 明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質 疑]

なし

○日程第5 議案第10号「京田辺市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正について」

[説 明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質 疑]

なし

[採 決]

原案どおり可決された。

○日程第6 議案第11号「京田辺市外国語指導助手取扱規則の一部改正について」

[説 明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質 疑]

なし

[採 決]

原案どおり可決された。

○日程第7 議案第12号「京田辺市立学校水泳プール管理および運営に関する規則の廃止について」

[説 明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質 疑]

(藤原委員)

今後、残っているプール施設の管理はどのようになるのか。

(事務局)

もし、水漏れ等があった場合はこれまでどおり対応していきたい。また、跡地利用をどうしていくかということについては、新しい学校づくりプランの策定を進めていく中で検討してまいりたい。

(藤原委員)

プール廃止により消防の消火用の用水がなくなることとなるが、消防の観点で問題はないか。

(事務局)

消防に確認したところ、特に問題はないとのことである。

[採 決]

原案どおり可決された。

○日程第8 議案第13号「学校運営協議会を設置する学校(コミュニティ・スクール)の指定について」

[説 明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質 疑]

(藤井委員)

現在は普賢寺小学校の1校のみの指定であるが、今後拡充は。

(事務局)

学校運営協議会は國の方でも、設置するように努めることとなっている。一方、地域の協力なくしてできるものではないので、学校に打診をしつつ、機運が整ったところについて設置を働きかけていく。

[採 決]

原案どおり可決された。

○日程第9 議案第14号「京田辺市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部改正について」

[説 明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質 疑]

なし

[採 決]

原案どおり可決された。

○日程第10 協議「複合型公共施設における公民館・図書館機能について」

[説 明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質 疑]

(藤原委員)

複合型公共施設ができる時期・場所は。

(事務局)

計画で令和12年度末～13年度となっており、場所は京田辺市駅前の田辺北土地区画整理事業地である。

(藤原委員)

愛称などは。

(事務局)

これからである。

(藤原委員)

公民館はどうなるのか。

(事務局)

今回機能が移転するのは中央公民館と図書館で、地区の公民館は、そのまま

施設としては残るが、社会教育法に基づく公民館である中央公民館がなくなつた場合、そこに繋がっている分館公民館も公民館でなくなり、地域の集会所的な施設となる。

(藤原委員)

公民館の社会教育法における公民館の機能をなくすのは中央公民館だけか。

(事務局)

中央公民館がなくなるとともに、分館公民館も社会教育法に基づく施設ではなくなり、集会所的な施設になるという全面的な見直しとなる。

(藤原委員)

市の人気のある商品を紹介するアンテナショップを設置し、京田辺の文化施設と地場産業の施設をうまく繋げてはどうか。また、自習室的な機能やWi-Fi、スマホの充電ができる設備とし、学生などの若い人が来るような場所を作っていただけたうれしい。

(藤井委員)

方針では民間活力導入に関して社会教育法から脱却をして、PFIなり、民間活力の方策を十分検討される必要があるのではないか。私の個人的な考え方ではあるが、コンセプトが教育委員会、社会教育課だけの業務を超えてしまっていると感じるので、市長部局との組織再編のような新たな組織で民間事業者も巻き込んで大きな事業として進める必要があるのではないか。

(事務局)

非常に大きなプロジェクトであるので、市長部局等と連携している。

事業手法等は来年度以降も市都市みらい室の方で検討されるところである。

(事務局)

この複合型公共施設の事業自体が既に市全体を通しての事業とされており、その中で今回お示ししたのが、現在、教育委員会が所管している中央公民館と中央図書館の機能についての話に限つたものであるが、この施設の中には、他の部局が所管している他の機能を持っている施設等も様々入ってくる。

全体としての施設の管理運営の事業手法は、公共施設マネジメント推進会議を通して市全体の中で協議されており、PFI等の手法の検討を含め、どういった形が最も適しているかということについて最終的には決定していくものになると考えている。

(藤原委員)

図書館と公民館の仕組みを変えていく時代である。本を読むことは、従来は紙ベースだが、昨今はデジタル化しており、我々が日常で使える様々なメディアの手法が、逆に図書館に行ったらできないことがないように、図書館に行ったらもっとできるようにするために、図書館概念を破ったものを作つ

ていただきたい。同志社大学、同志社女子大学を生かせるように、大学と連携する窓口を作っていただきたい。

(教育長)

市民の方が、都度その中で楽しみ学ぶ総合的な施設であるので、公民館、図書館という、その場所をどうするのかということではなく、その機能をいかに融合させるかということが大事であり、そのために社会教育委員会議、生涯学習推進協議会あるいは図書館協議会各種委員会の協議会等の意見もしっかりと聞いていただいた上で京田辺市のランドマークとなるような素晴らしい施設を目指して市全体の協議を進めていただきたい。

[会議の非公開]

日程第11 議案第15号は、教育長が議事の内容を踏まえ、会議を非公開とすることについて提案し、委員全員から同意が得られたため、会議を非公開とすることとなった。

○日程第11 議案第15号「京田辺市市立図書館協議会委員の委嘱について」

[説明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質疑]

なし

[採決]

原案どおり可決された。

[会議を非公開とすることの終了宣言]

非公開事件の議事日程が終了したため、教育長が、会議を非公開とすることの終了を宣言した。

○閉会宣言

教育長が閉会の宣言をした。